

ふくろう販売では、貸出に対して保証日数を設定できます。  
また、遊休期間を設定することにより、貸出期間中でも請求対象外とする日程を登録できます。

### ■ 保証日数の登録、伝票入力

商品登録で、商品ごとの保証日数を登録します。  
ここで登録した日数は伝票入力時に初期表示され訂正が可能です。

- 保証日数を登録すると、貸出期間が保証日数未満の場合でも保証日数分の金額を請求できます。
- 遊休期間を登録すると、貸出期間中の日数から遊休日数がマイナスされます。まとまった期間を請求対象外にするときに利用します。

受注入力で保証日数を指定できる商品種別は「日極」「月極日割」のみです。  
受注入力で商品を指定すると、商品マスタの保証日数が初期表示されます。  
受注入力での変更も可能です。

行No	削除	伝区 出荷	商品コード	管理番号1	倉庫	種別	配区	月数	遊休区分	原単価	受注原価	基本
			品名		数量	単位	返却予定日	返区	日数	単価	受注金額	基本
1	<input type="checkbox"/>	掛受注 未納	02-004-012 扉付フェンス 1800×900		本社倉庫	日極	配送		有効 3	300 600	900 1,800	
*	<input type="checkbox"/>	掛受注 未納			0.00				0 0	0 0	0 0	

種別により指定できる日数は異なります。  
日極： 0～99  
月極日割： 0～27

商品マスタで28以上が指定されており、種別「月極日割」だった場合は0が初期表示されます。

### ■ 保証日数指定時の請求額

貸出と同じ請求期間に返却の場合、貸出日数＝稼働日数と考え、稼働日数が保証日数未満の場合、受注金額(売上金額)の算出には保証日数が適用されます。  
遊休設定がある場合、貸出日数－遊休日数＝稼働日数と考え計算します。(遊休設定については後頁で説明)

貸出日数 > 保証日数	数量 × 単価 × 貸出日数
貸出日数 < 保証日数	数量 × 単価 × 保証日数

例1) 貸出日数＝2日、保証日数＝5日の場合、金額＝数量 × 単価 × 保証日数

例2) 貸出日数＝7日、保証日数＝5日の場合、金額＝数量 × 単価 × 貸出日数

貸出と異なる請求期間で返却の場合は、次頁で説明する保証料請求区分によって処理が異なります。

■ 保証日数分の前請求・後請求(保証請求区分)

貸出と異なる請求期間で返却の場合は、得意先登録の「保証請求区分」で、保証日数分の金額をどの段階(出庫時/入庫時)で請求するかが決定されます。保証請求区分は得意先登録で設定します。

出庫時	出庫時の請求(初回請求)にて、保証日数を掛けた金額を請求します
入庫時	返却時の請求にて、足りない場合は保証日数を掛けた金額の残額を請求します。
無効	保証日数の指定は無効です。(0固定)

例) 保証日数=5日。月末締め得意先のケース (数量=3個、日極、単価=100円/日)

レンタル期間	請求区分	8月請求	9月請求	詳細
8/15 ~9/1	(関係なし)	8/15~8/31 17日  請求書 8/15~8/31 3個 17日 5,100円	9/1~9/1(1日間)  請求書 9/1~9/1 3個 1日 300円	[8月] 初月の稼働日数(17日)が保証日数(5日)を超えているので、保証の考慮はなし ⇒ 8月の請求日数: 17日  [9月] 前月で保証日数超えているので、保証の考慮なし ⇒ 9月の請求日数: 1日
8/30 ~9/1	出庫時 の場合	8/30~8/31(2日間)  請求書 8/30~8/31 3個 保証5日 1,500円  追加請求済日数=5日-2日=3日	9/1~9/1(1日間)  請求書 (なし)  前月で全額請求済のため、請求なし	[8月] 出庫時請求: 稼働日数(2日)<保証日数(5日) なので保証日数で初月請求 ⇒ 8月の請求日数: 5日  [9月] 前月の追加請求済日数を計算する <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">追加請求済日数: 3日</span> 9月の稼働日数(3日)<追加請求済日数(3日) なので次月請求なし ⇒ 9月の請求日数: 0日
	入庫時 の場合	8/30~8/31 3個 2日 600円  保証残日数=5日-2日=3日	9/1~9/1 3個 保証3日 900円  請求済みの2日間を保証日数5日からマイナス	[8月] 入庫時請求: 初月は稼働日数分を請求 ⇒ 8月の請求日数: 2日  [9月] 前月の保証残日数を計算する <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">保証残日数: 3日</span> 9月の稼働日数(1日)<保証残日数(3日) なので保証残日数分を請求 ⇒ 9月の請求日数: 3日 (保証日数-請求済日数)
8/30 ~9/16	出庫時 の場合	8/30~8/31(2日間)  請求書 8/30~8/31 3個 保証5日 1,500円  追加請求日数=5日-2日=3日	9/1~9/16(16日間)  請求書 9/1~9/16 3個 13日 3900円  請求済みの3日間を貸出日数16日からマイナス	[8月] 出庫時請求: 稼働日数(2日)<保証日数(5日) なので保証日数で初月請求 ⇒ 8月の請求日数: 5日  [9月] 前月の追加請求日数を計算する <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">追加請求済日数: 3日</span> 9月の稼働日数(16日)<追加請求日数(3日) なので稼働日数-追加請求日数 で請求 ⇒ 9月の請求日数: 13日
	入庫時 の場合	8/30~8/31 3個 2日 600円	9/1~8/16 3個 16日 4800円	[8月] 入庫時請求: 初月は稼働日数分を請求 ⇒ 8月の請求日数: 2日  [9月] 前月の保証残日数を計算する <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">保証残日数: 3日</span> 9月の稼働日数(16日)<保証残日数(3日) なので稼働日数分を請求 ⇒ 9月の請求日数: 16日

■ 遊休期間の登録

現場別遊休期間登録にて、現場ごとの遊休期間を登録します。

- ・ 請求確定済みされている請求締日以前の遊休期間は変更、削除できません。
- ・ 登録した遊休期間は、請求締切処理にて売上計上する際に適用されます。売上計上後に遊休期間を登録した場合は、再度請求締切処理を実行してください。
- ・ 遊休期間は「日極」「月極日割」「月極」のレンタル分にも適用されます。  
※ 月極では1日でも稼働日(遊休ではない日)があった場合、月額が請求されます。

■ 保証日数と遊休期間を登録時の請求日数

遊休期間が登録されている場合、貸出日数から遊休日数がマイナスし稼働日数を計算します。

$$\text{貸出日数} - \text{遊休日数} = \text{稼働日数}$$

その稼働日数が保証日数に満たない場合は保証日数分の請求が行われます。

$$\text{保証日数} \leq \text{稼働日数} \quad \Rightarrow \quad \text{請求日数} = \text{稼働日数}$$

$$\text{保証日数} > \text{稼働日数} \quad \Rightarrow \quad \text{請求日数} = \text{保証日数}$$